



改正 個人情報保護法

(1) 改正個人情報保護法が平成 29 年 5 月 30 日より施行されます。

改正前の個人情報保護法では、5000 件を超える個人情報を保有する事業者のみが個人情報保護法の適用対象でしたが、改正個人情報保護法では、この文言は削除されました。ゆえに今後は保有している個人情報が 1 件でもあれば適用の対象になります。これまで個人情報保護法の適用対象ではなかった小規模事業者も、個人情報保護法の規制を把握し、対応する必要があります。

(2) 個人情報の定義が明確化

では、個人情報とは具体的には何を指すのでしょうか。

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と規定されています。

今回の改正により、現行法の個人情報の定義について実質的な改正はないものの、新たに個人情報を情報の性質上、特定の個人を識別することができる記号番号等を「個人識別符号」とし

て定義し、個人識別符号が含まれるものが付け加えられました。個人識別符号単独でも個人情報としています。

「個人識別符号」が含まれるものとは、以下 2 つのどちらかに該当するものをいいます。

① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

DNA を構成する塩基の配列、顔の骨格、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋

② 役務の利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号

旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証

なお、携帯端末 ID、携帯電話番号、クレジットカード番号などは個人識別符号に含まれません

また、個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報を、特に「個人データ」といい、そのうち、事業者が開示等の権限を有し 6 か月以上にわたって保有する個人情報を、特に「保有個人データ」と呼びます。個人情報よりも個人データ、個人データよりも保有個人データの方がより守るべき義務の範囲は広がります。

(3) 取得に当たっての注意点

取得に当たっては下記の点を注意する必要があります。

① 個人情報を取得する際は、その情報を何の目的で利用するのかをあらかじめ相手に伝えること。

②個人情報の利用はあらかじめ伝えた目的の範囲内に限られること。

③別目的で利用したいときやデータを第三者に提供するには必ずあらかじめ別途同意を得ること。

④要配慮個人情報※を取得する時は、本人の同意が必要。

※要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害をこうむった事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める個人情報

(3) 個人情報を第三者に提供する時
個人情報を第三者に提供する時は、原則として本人の同意が必要です。(例外として法令に基づく場合や国や地方公共団体等への協力の場合は不要)

第三者へ個人情報を提供した時は、受領者の氏名等を記録し、一定期間保存することが必要です。

また、第三者から個人データを受け取る時も、提供者の氏名等、取得経緯を確認し、受領年月日、確認した事項等を記録し、一定期間保存することが必要です。

(4) その他

取り扱う情報が「個人情報」に該当する場合にはマイナンバーでも取り上げましたが安全管理措置を実施することが必要です。個人情報取り扱い責任者を明確にすることや問題発生時の報告連絡体制を規定しておくことなどが必要となります。

但し安全管理措置については扱う情報が5000件以下で、従業員数100人以下の中小企業は、事業規模や扱う情報量によって柔軟な体制を整えることが認められます。

個人情報保護法の義務に違反し、国

からの命令にも従わなかった時は、6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。

個人情報の流失は、懲罰よりも顧客や関係者からの信頼を失うこととなります。従業員の皆様にも個人情報の教育をする際には情報を取り扱うことの重大さを徹底させたいですね。

(担当：山本 修)

法定相続情報証明制度

この制度につきましては、川経通信第189号(平成28年8月)で、その概要をお知らせいたしておりますが、平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、証明書が交付されます。

相続が生じた時、相続証明書(戸籍・除籍謄本等)を、物件管轄登記所、各金融機関、税務署等に、それぞれ必要になり、多数取得しなければなりません。被相続人の本籍地又は住所地、申出人(相続人)の住所地、被相続人名義の不動産の所在地の管轄する登記所に申出することによって、相続証明書を一通のみ取得すればよいことになりました。

「被相続人〇〇〇〇法定相続情報」の証明書は、使用目的を明確にして申請すれば必要枚数を無償で交付されます。但し、現時点では、相続税申告書等の添付書面について、まだ準備が進んでいないようですので、もう一通が必要になりますので、相続証明書は2通必要になります。

法務省のホームページ 別紙1・別紙2をご参照ください。

(担当：北川 均)